

# 職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる校内規程

## 1 趣旨

学校や職員が、生徒・保護者から電話番号、電子メールアドレス又は通話アプリケーションのアカウント等（以下「電話番号等」という。）の連絡手段を取得することは、個人情報を入力することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものである。本校職員と生徒・保護者との間の連絡手段に関わる取扱いは、この規程の定めるところによる。

## 2 連絡手段

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) フェイスブック、ツイッター等のSNS
- (3) LINE等の通話アプリケーション
- (4) その他、教員と生徒との間の個人的連絡を仲介するもの

## 3 連絡手段に関わる取扱い

- (1) 職員は、生徒・保護者から電話番号等の個人情報を取得する際、校務運営上必要な場合に限る。職員が生徒・保護者に対して自身の電話番号等を提供する際も同様とする。
- (2) 職員は、生徒・保護者との間で、私的な連絡等を行わない。
- (3) 職員は、不要となった児童生徒の電話番号等は直ちに削除する。

## 4 電話番号等の利用

- (1) 職員は、生徒・保護者との間で、メール等による私的な連絡等を行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。
  - ア 職員と生徒との間の連絡は、授業、学級、部活動及び安全上の緊急連絡を行う場合に限る。
  - イ 職員と保護者との間の連絡は、生徒の生活・学習状況、PTA活動、授業、学級、部活動及び安全上の緊急連絡を行う場合に限る。
  - ウ 連絡を行う時間帯は、原則、午後8時までとする。
- (2) 職員は、生徒・保護者から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を学年主任又は教頭に報告の上、対応について協議することとする。

## 5 個人情報の取得及び提供する情報

- (1) 職員は、生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、上記で定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で行う。
  - ア 電話番号等を取得する対象は、担任する学級の生徒及び顧問をする部活動等（生徒会役員を含む。）の生徒に限る。
  - イ 生徒から取得する情報は、生徒の電話番号等に限ることとする。
  - ウ やむを得ない事情により個人情報を取得する必要がある場合は、校長の判断によることとする。
  
- (2) 職員は、生徒の保護者の電話番号等の個人情報を取得する場合は、上記で定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で行う。
  - ア 電話番号等を取得する対象は、PTA役員、担任する学級の生徒の保護者及び顧問をする部活動等の生徒の保護者に限る。
  - イ 保護者から取得する情報は、電話番号等に限ることとする。
  - ウ やむを得ない事情により個人情報を取得する必要がある場合は、校長の判断によることとする。
  
- (3) 職員は、生徒及び保護者に対して自身の電話番号等を提供する際は、上記で定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で行う。
  - ア 生徒・保護者に提供する情報は、職員の電話番号等に限る。
  - イ 電話番号等の情報を提供する対象は、PTA役員、担任する学級の生徒・保護者、顧問をする部活動等の生徒・保護者に限る。
  - ウ やむを得ない事情により個人情報を提供する必要がある場合は、校長の判断によることとする。

## 6 個人情報等の管理

- (1) 電話番号等を取得した職員は、個人情報を厳重に保管する。
- (2) 職員は、取得した個人情報を、他者へ公開及び提供しないこととし、また、流出することのないよう安全管理対策を講じる。
- (3) 職員は、個人情報流出の可能性がある場合は、直ちに教頭に報告する。
- (4) 職員は、不要となった生徒・保護者の電話番号等を、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、教頭に処理が終了したことを報告する。

## 7 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。